

「宇部市休日・夜間救急診療所医療事務業務」委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 目的

この要項は、宇部市休日・夜間救急診療所医療事務業務（以下「本業務」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務の名称

宇部市休日・夜間救急診療所医療事務業務

(2) 業務の内容

別紙「宇部市休日・夜間救急診療所医療事務業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 委託期間

令和5年5月11日から令和6年3月31日まで

4 募集方法

公募型プロポーザル方式により、広く複数の事業者からその提案内容等を募集のうえ比較検討し、業務の目的を最も効率的・効果的に達成することが見込まれる事業者を選定する。

5 委託料の額

委託料の額は、23,716,000円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、これは契約の際の予定価格を示すものではない。

6 公募に関するスケジュール

項目	日程	備考
募集開始	令和5年4月3日(月)	市ウェブサイトに掲載
現地見学会の開催	随時個別対応	
参加表明書等の提出期限	令和5年4月13日(木)17時必着	電子メールで提出
参加資格審査結果通知	令和5年4月14日(金)まで	電子メールで通知
質問の受付期限	令和5年4月17日(月)17時必着	電子メールで提出
企画提案書等の提出期限	令和5年4月24日(月)17時必着	持参又は郵送で提出
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和5年4月下旬予定	別途通知
審査結果の通知	令和5年5月上旬予定	郵送で通知
委託契約の締結	協議成立後	

7 応募資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定によ

- り、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (2) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (5) 政治団体、宗教団体またはそれに類する団体でないこと。
 - (6) 医療制度を熟知する等、本委託事業を適切に履行できる者であること。
 - (7) 過去5年以内に国・自治体の医療施設において、医療事務関連業務の受託実績があること。
 - (8) プライバシーマークの付与又はI SMSの認証を受けていること。
 - (9) 本市における競争入札（見積）参加資格者名簿において、物品・製造等に係る競争入札（見積）参加資格審査申請要領の営業種目一覧表の【2業務委託等、種目Ⅰ：Gその他、種目Ⅱ：1医事業務】として登録された業者であること。

8 募集要項等の配布

- (1) 配布期間
令和5年4月3日（月）から令和5年4月13日（木）まで
- (2) 配布場所
宇部市公式ウェブサイトからダウンロード

9 現地見学会の開催

希望に応じて、随時個別に対応

10 参加表明書等の提出

- (1) 提出方法
参加表明書（様式1）、会社概要調書（様式2）、誓約書（様式3）を電子メールで提出（電子メールの件名：【医療事務】参加表明書）
- (2) 受付期間
令和5年4月3日（月）から令和5年4月13日（木）17時まで

11 参加資格審査結果通知

- (1) 参加資格確認結果通知は令和5年4月14日（金）までに通知
- (2) 前号の決定について、通知の日の翌日から起算して5日以内（土日祝日を除く。）に書面をもって市長に対し説明を求めることができる。

12 質問の受付及び回答

- (1) 提出方法
質問書（様式4）を電子メールで提出（電子メールの件名：【医療事務】質問書）

(2) 受付期間

令和5年4月3日（月）から令和5年4月17日（月）17時まで【必着】

(3) 回答方法

質問者に電子メールで回答するとともに、宇部市公式ウェブサイトにも掲載

1.3 企画提案書等の提出

次の応募書類について、片面印刷（A4判）で正本1部、副本5部を提出

(1) 応募書類

名称	備考
企画提案書	様式5
事業計画書 ・ 提案限度額の範囲内で実施可能な提案項目、実施手法 ・ その他独自の企画	任意様式
業務スケジュール	任意様式
業務の遂行体制	任意様式
見積書	任意様式

(2) 作成上の留意点

- ・ 任意様式の用紙の大きさはA4サイズ（原則縦向き）とする。ただし、図表等については、A3サイズ用紙をA4サイズに折り込むことも可能。
- ・ 企画提案書は極力簡素にし（最大5ページ）、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。

(3) 提出方法

応募書類を持参又は郵送のいずれかで提出

(4) 受付期間

令和5年4月14日（金）から令和5年4月24日（月）17時まで【必着】

※8時30分から17時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(5) 留意事項

ア 応募の辞退

参加表明書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出

イ 費用負担

応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い

提出された応募書類は返却しない。また、応募書類については、誤記による訂正、再記入等軽微な場合を除き、その内容を変更することはできない。

エ 申込後の無効又は失格

次の事項に該当するときは、申込が無効又は失格となることがある。

- ① 応募書類の提出方法、提出先及び提出期限が守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ③ 応募書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ④ 見積書の金額が本要項に定める委託料の上限を超えているとき。

オ 見積書の内容

見積書は、各費用の詳細内訳を記載すること。

14 プレゼンテーション審査

選定委員会を設置し、応募者による提出書類及び企画提案に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査基準に基づいて採点する。

(1) 日時

各応募者へ別途通知（令和5年4月下旬予定）

(2) 場所

宇部市保健センター

住所：山口県宇部市琴芝町二丁目1番10号

(3) 時間

1者につき35分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答15分）

※モニタースクリーンを使用してプレゼンテーションを行う場合は、事前に連絡を要する。

(4) 参加人数

1者につき3人まで

15 プロポーザル提案内容及び審査基準

下記の基準に基づき自社の独自性、強みを明確にしたうえ具体的な提案内容を審査する。

審査項目		評価ポイント	評価点
1	スタッフの確保・教育・管理体制	(1) 継続的に良質なスタッフの確保対策 (2) 人員配置及び分担等の適正かつ効率的な実施 (3) スタッフの教育及びマネジメントの手法 (4) 急遽の欠員等の支援・バックアップ体制	20
2	医療事務業務の精度管理	(1) 正確な会計処理についての考え方 (2) 請求業務の精度向上のための具体的な取組等 (3) 未収金防止策及び発生時の取組 (4) 事務間及び他部門スタッフとの円滑な連携 (5) 診療報酬改定及び新たな情報入手時の対応	25
3	患者サービスの向上	(1) 患者サービスレベル向上の取組 (2) 患者の意見、クレームに関する対応と是正策 (3) 接客スキル向上に関する研修等取組 (4) 待ち時間短縮に向けた提案	20
4	セキュリティ管理	(1) 機密事項、個人情報、プライバシー保護の考え方 (2) 緊急時連絡体制 (3) マニュアル作成と管理手法	15
5	緊急時、災害時の対応	(1) 災害時、感染拡大時等の準備・体制 (2) システム障害、システムダウン時の準備・体制	10
6	独自提案	(1) 診療所運営改善に関する独自提案	10
合計			100

16 受託候補者の選定

受託候補者は、審査基準に基づき次のとおり選定する。

- (1) 選定委員全員の評価合計点の総合計を全委員数で除した得点（以下「得点」という。）が最も高い者を受託候補者とする。
- (2) 得点の2番目に高い者を次点候補者に選定することとし、受託候補者が辞退等した場合は次点候補者を受託候補者として繰り上げる。
- (3) 得点が高点の場合は、再議のうえ出席委員の多数決により決定する。
- (4) (1)において、点数が60点未満の場合は、受託候補者として選定せず再度公募する。
- (5) 応募者が1者であっても審査を実施する。
- (6) 受託候補者選定結果通知は、応募者全員に郵送（令和5年5月上旬予定）する。
- (7) 受託候補者とならなかったものは、通知の日の翌日から5日以内（土日祝日を除く。）に市長に対し書面によりその理由を求めることができる。

17 委託契約の締結

受託候補者を選定した後、企画提案内容の詳細について協議を行う。協議が整い次第、委託先として決定し、随意契約によって締結する。

なお、受託候補者との協議が整わないときは、次点の応募者と順次協議及び契約に関する手続きを行う。

18 その他留意事項

- (1) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (2) 本業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止する。

19 問い合わせ、持参、郵送、FAX送信先

宇部市健康福祉部地域医療対策室

〒755-0033 宇部市琴芝町二丁目1番10号

TEL：0836-39-7137

FAX：0836-35-6533

メールアドレス：iryu@city.ube.yamaguchi.jp